キャンパス内禁煙について

学校法人瓜生山学園

受動喫煙の防止などを目的に健康増進法が改正され、学校や病院、行政機関など多数の人が利用する施設は、2019 年 7 月 1 日から原則敷地内禁煙となります。

本学園キャンパスは多数の学生及び学園関係者が利用する施設であり、特に受動喫煙による健康被害の大きい保育園児から 20 歳未満の学生が在籍しているため、キャンパス内全面禁煙（電子たばこ、加熱式たばこを含む）を原則とし、安全・安心で快適な環境の確保に取り組みます。

ただし、周辺に喫煙所がないため、近隣への影響等を考慮し、一定期間「特定屋外喫煙場所」を設置します。特定屋外喫煙場所の運用開始までの移行期間は、10 カ所ある喫煙所のうち 3 カ所を「仮喫煙所」（下図参照）に指定。7 カ所の喫煙所は廃止し、キャンパス内での喫煙は仮喫煙所に限ります。

なお、特定屋外喫煙場所は、興心館付近、天心館・青窓館付近、高原校舎の計 3 カ所に 9 月の設置を予定しています。

以上